

第 5 号議案

令和元年度

亀岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和元年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度亀岡市下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度亀岡市下水道事業会計予算」とし、元号による年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

（総 則）

第1条 令和元年度亀岡市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度亀岡市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託経費	令和元年度から令和4年度まで	831,300千円

令和元年9月2日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

債務負担行為に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	事 業 収 益
亀岡市年谷浄化セン ター等維持管理業務 委託経費	千円 831,300		千円	令和元年度から 令和4年度まで	千円 831,300	千円 831,300